

高齢者と障がい者世帯にエアコンの購入設置費を 5万円まで助成します!



対象世帯

市内に住民票があり、市税の滞納がない方で構成される次のいずれかに該当する世帯が対象です

- ☒ 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ☒ 重度障がい者がいる世帯
- ☒ 障がい者のみで構成される世帯
- ☒ 障がい者と65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

※生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法に基づく冷暖房器具及び設置費用の支給を受けることができない世帯であること

対象機器

壁または窓枠に固定して設置する家庭用エアコン

※対象期間内に新しく購入したものが対象

助成額

上限5万円（1世帯につき1回限り）

※エアコンの購入費・設置等の工事費が助成対象

申請期間

令和8年9月1日（火）から
令和9年1月29日（金）まで

※土日祝日は除く

※申請受付額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

注意事項

令和8年4月1日～令和8年12月31日の間に購入し、居間や寝室など、日常的に使用する居室に設置したものが対象です。



詳しくはこちら

問合せ

大野市 健康長寿課

福祉課

☎ 0779-65-5046

☎ 0779-64-5142

◆手続きの流れ

①

交付申請
・
助成金請求

エアコンの購入及び設置が完了したら、次の書類を市役所（健康長寿課または福祉課）に提出してください。

【提出書類】

- ☐ 高齢者・障がい者エアコン購入助成金
交付申請書兼請求書
- ☐ 領収書等の写し
（経費の内訳が確認できるもの）
- ☐ エアコンの設置状況が分かる写真
（居室全体の写真と設置したエアコンの写真）
- ☐ 振込先通帳の写し

②

助成の決定

提出書類を確認し、問題がなければ助成金を指定の口座に振り込みます。
※助成の決定に関する通知を後日郵送します。

申請書の様式は、HPからダウンロードできます。申請受付窓口でもご記入できます。
申請書類に不備がある場合は申請を受け付けることができません。
申請受付額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

◆よくある質問

Q.エアコンは家のどの部屋に設置しても助成金の対象となりますか？

A.助成金の対象となるエアコンは、「住宅の居間や寝室など毎日または頻繁に長く利用する居室」に設置したものになります。

Q.購入先の要件はありますか？

A.市内外の業者、量販店またはインターネット等で購入された場合でも領収書などの、申請に必要な書類を発行できる事業者であれば対象となります。